

【太陽光発電設備の追加性評価に関するお知らせ】

J-クレジット制度（※1）の改定に伴い、2026年9月4日以降に当社の環境価値サービスへお申込みいただく場合、お申し込み時点で設置から2年以内の太陽光発電設備について補助金の交付を受けているお客様は、**追加性評価**が新たに必要となります。

該当するお客様は申込時に所定の書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

※1 J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理による吸収量を「クレジット」として国が認証する日本の制度です。

（1）追加性評価について

■追加性評価とは（概要）

追加性評価とは、太陽光発電設備（太陽光パネルおよびパワーコンディショナ等）の導入費用について、機器費用ならびに設置工事費、補助金額等の情報をもとに投資回収年数を算出し、J-クレジット制度で定められた基準を満たしているかを確認する評価です。

当社は、ご提出いただいた資料をもとに追加性評価を実施し、投資回収年数を算出します。

その年数が**3年以上であること**を追加性評価の基準としています。

■追加性評価の対象となる条件

次の条件をすべて満たす場合、追加性評価が必要となります。

- ・環境価値サービスのお申込み日時点で、過去2年以内に太陽光発電設備を設置した方
- ・設置時に太陽光発電設備設置に対して国や自治体などの補助金の交付を受けた方
- ・2026年9月4日以降に環境価値サービスへお申し込みの方

■判定基準

- ・投資回収年数が3年以上：お申込み可能
- ・投資回収年数が3年未満：追加性評価の基準を満たさないため、お申込みをお受けできません。

※従来は、家庭用太陽光発電設備について補助金の交付を受けているかどうかは追加性評価の判定項目に含まれていませんでした。2026年9月4日以降の申込分からは、お申し込み時点で設置から2年以内の太陽光発電設備について補助金の交付を受けている場合、追加性評価の対象となります。

（2）追加性評価に必要な情報・資料

■お客様がお申込み時にご準備頂く資料

- ・太陽光発電設備の設置費用（太陽光パネルおよびパワーコンディショナ等の機器費用ならびに設置工事費）が確認できる書類（売買契約書、見積書、領収書 など）
- ・交付を受けた補助金の名称と補助金額が確認できる書類（補助金確定通知書等）

※ご提出いただいた資料の内容によっては、追加で確認資料のご提出をお願いする場合があります。

（3）

- ・当社にて、ご提出いただいた資料に基づき、制度に沿って投資回収年数を算出します。
- ・「お申込み時に必要な情報・資料」のご提出がない場合は、受付できません。
- ・判定結果はメールにてご連絡いたします。

（4）適用開始日およびご注意

- ・2026年9月4日以降の申込分から適用されます。
- ・本ご案内はJ-クレジット制度の改定に基づく当社の運用方針に関する内容です。
- ・最終的な制度の解釈・適用についてはJ-クレジットの事務局および審査機関の判断が優先されます。
- ・また、当社は、ご提出頂いた資料に基づき精度に沿って計算を行いますが、将来制度が変更された場合は、判定結果に影響が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先 ニチコン株式会社 オーナーズ倶楽部運営事務局 環境価値サービス担当
お問合せメールアドレス：kankyokachi-service@nichicon.com

環境価値サービス申込はこちら

追加性評価お客様向け手順書はこちら→ <https://owners.nichicon.co.jp/assets/top/pdf/kankyokachi-add-man.pdf>